

◆◆◆目次◆◆◆

- 1 12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です。【岐阜労働局】
- 2 「職場のパワハラ防止等改正法説明会」のご案内【岐阜労働局】
- 3 「働き方改革に関する出張相談会」のご案内【ぎふ働き方改革推進支援センター】
- 4 特定（産業別）最低賃金の改正について【岐阜労働局】

★★

- 1 12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です。

厚生労働省は、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進するため「ハラスメント特別相談窓口」を開設しました。

社員がセクハラ、マタハラ（妊娠、出産、育児休業等を理由とする嫌がらせ）、パワハラ（職場におけるいじめ、嫌がらせ）を上司・同僚から受け、相談をしたことを理由に不利益な取扱いをすることが法律で禁止されます。今後、職場のセクハラ、マタハラ、パワハラ防止対策が事業主の義務になりますので、対策方法や体制の整備などについて、時間をかけ、丁寧にご相談に対応しますので、お気軽にお問合せください。

- 設置期間 令和元年12月2日（月）～令和2年1月31日（金）
- 相談窓口 岐阜労働局 雇用環境・均等室（岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎4階）
- 受付時間 8：30～17：15（土日、祝日、年末年始を除く。）
- 電話番号 058-245-1550（セクハラ、マタハラ）
058-245-8124（パワハラ）

パワハラの相談、セクハラ、マタハラについての簡単なお問い合わせは、次の窓口でも受け付けています。

- 相談窓口 高山労働基準監督署 高山総合労働相談コーナー（高山市花岡町3-6-6）
- 電話場号 0577-32-1180

★★

- 2 「職場のパワハラ防止等改正法説明会」のご案内

労働施策総合推進法が改正され、事業主に職場のパワハラ防止対策を講じることが義務づけられます。職場のセクハラ、マタハラの防止対策に加え、パワハラ防止対策が事業主の義務（中小企業

は令和4年3月31日までは努力義務)になります。説明会にご参加いただき、施行までにご準備をお願いいたします。

- 日 時 令和2年2月5日(水) 13:30~15:30
- 場 所 飛騨・世界生活文化センター 大会議室(高山市千島町900-1)
- 参加費 無料
- 定 員 100人
- 内 容 1 ハラスメントの防止について
2 同一労働同一賃金への対応
3 女性活躍推進法について (説明:岐阜労働局)
- 申込方法 次のHPから「参加申込書兼当日受付票」をダウンロードし、FAXでお申し込みください(申込期限1/29(水)。ただし、お申込みが定員に達し次第、申込みを締め切ります。)
https://jsite.mhlw.go.jp/gifu-roudoukyoku/newpage_00076.html
- 主 催 岐阜労働局 雇用環境・均等室
- 問合せ先 TEL:058-245-1550 FAX:058-245-7055

★★
3 無料相談会のご案内「働き方改革に関する出張相談会」(厚生労働省委託事業)

厚生労働省 岐阜労働局では、働き方改革関連法が順次施行される中、企業の皆様の新たな取り組みや各種相談に応じるため、次の場所で「出張相談会」を開催します。どのようなご相談にも応じますので、是非ご活用ください。

【ハローワーク高山 出張相談会】

- 日 時 12月13日(金)、12月27日(金)
1月10日(金)、1月24日(金)
上記各日とも13:30~16:00(1社当たり30分程度)
- 場 所 ハローワーク高山 2階 相談室(高山市上岡本町7-478)

【高根支所 出張相談会】

- 日 時 12月17日(火)
13:00~16:00(1社当たり30分程度)
- 場 所 高山市高根支所 小会議室(高山市高根町上ヶ洞428)

【清見支所 出張相談会】

- 日 時 1月7日(火)
13:00~16:00(1社当たり30分程度)

○場 所 高山市清見支所 1-1 会議室（高山市清見町三日町305）

【久々野支所 出張相談会】

○日 時 1月14日（火）
13:00～16:00（1社当たり30分程度）

○場 所 高山市久々野支所 多目的室1（高山市久々野町無数河580-1 久々野多目的センター内）

上記の場所で開催される出張相談会の申込方法等は、次のとおりです。

☆申込方法 いずれの相談会も次のHPから申込用紙をダウンロードし、FAXでお申し込みください。

※原則は事前申込みをいただくこととしていますが、事前申込みがない場合であってもご相談は受けられますので、お気軽にご利用ください。

☆詳細内容 <https://sien.task-work.com/2019/11/26/soudankai-2019-12/>
をご覧ください。

☆問合せ先 ぎふ働き方改革推進支援センター
TEL：0120-226-311 FAX：058-201-5833

★★

4 特定（産業別）最低賃金の改正について

岐阜労働局は、岐阜県内の3件の特定（産業別）最低賃金の最低賃金額を、それぞれ以下のとおり引き上げる決定をしました。

改正発効日は令和元年12月21日となり、特定最低賃金は、県内の対象業種の事業場で働く基幹的労働者約3万2千人に適用されます。

岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

略称「電気」：現行866円 → 886円（引上げ額20円）

岐阜県自動車・同附属品製造業

略称「自動車」：現行910円 → 930円（引上げ額20円）

岐阜県航空機・同附属品製造業

略称「航空機」：現行950円 → 970円（引上げ額20円）

○問合せ先 岐阜労働局 労働基準部賃金室 TEL：058-245-8104

○岐阜労働局HP

https://jsite.mhlw.go.jp/gifu-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/roudou_kijyun/chingin.html

